（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条　第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第百三十三条に定めるものをいう。

［２・３　略］

（標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条　［略］

［項を削る。］

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第三十七条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第五十一条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十一号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

３　［略］

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第五十五条　標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の左欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条　第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第百三十三条に定めるものをいう。

［２・３　同左］

（標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条　［同左］

２　標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百二十条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第三十七条　［同左］

２　前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第五十一条　［同左］

２　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十一号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

３　［同左］

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第五十五条　標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の左欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。